

= 12月は“町税等の徴収強化月間”です！ =

町では、12月を「町税等徴収強化月間」と定め、町税（道町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）および使用料など（介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、町営住宅料、水道料、下水道料、医療費）の徴収強化に取り組みます。

【徴収強化の取組】

●納付相談

町税や使用料などを納期限内に納めることが難しい方の相談を随時受け付けていますので、ご相談ください。

●催告と訪問徴収

納期を過ぎても納付していない方には、文書、電話による催告、自宅や勤務先へ訪問します。

●滞納処分等の強化

町税や使用料などの滞納者で、完納に向けた納付意思が認められない方、納付誓約を守らない方などに対し、勤務先への給与調査、官公署や金融機関への財産調査等を実施し、差押えなどの滞納処分を行います。

【納付書をご確認ください】

お手元の納付書などをご確認いただき、まだ納付していない町税や使用料などがありましたら、お早めに納付ください。

なお、納付書が見当たらない場合は、役場までお越しいただくか、電話でお問い合わせください。

【便利で確実な口座振替をご利用ください】

口座振替は、預金口座から町税や使用料などが各納期限に合わせて自動的に引落としとされますので、日中お忙しい方や不在がちな方に大変便利です。

口座振替を希望される方は、預金通帳と通帳使用印をご持参のうえ、町内の金融機関でお申し込みください。

納付に関する相談は随時受け付けておりますので、
お早めにご相談ください。

お問い合わせ先

		電話	告知端末機
・町税、後期高齢者医療保険料	住民生活課	5-1112	5-8812
・介護保険料	保健福祉課	5-1113	5-8813
・町営住宅料、水道料、下水道料	産業建設課	5-1116	5-8816
・保育料	認定こども園	5-1254	5-1254
・医療費	幌延町国民健康保険診療所	5-1221	5-1221